
方南一丁目地区防災まちづくり構想

令和4年6月

方南一丁目地区まちづくり検討会

<目次>

はじめに

- 1) 提案にあたり 1
- 2) 活動の経緯 2

1. 地区の現況・課題

- 1) 概況 3
- 2) 地区の成り立ち 4
- 3) 人口・世帯 5
- 4) 生活環境・コミュニティ 6
- 5) 災害時の危険性 7
- 6) 現況・課題のまとめ—改善に向けて必要なこと 12

2. 防災まちづくりの目標

- 1) 地区の将来像 13
- 2) 防災まちづくりの目標 13

3. 防災まちづくりの取組み方針

- 1) 地震等災害時に命を守れるまちにしよう 14
- 2) 火災・延焼が起きにくいまちにしよう 15
- 3) 安全に避難できるまちにしよう 17
- 4) 安心して暮らせるまちにしよう 18

4. 防災まちづくりを進めていくために 20

はじめに

1) 提案にあたり

私たちが暮らす方南一丁目地区は、杉並区の南東端に位置し、環七沿道や甲州街道沿道に建ち並ぶ商業施設から一歩地区内に入れば、車の交通も少ない静かな住宅街が広がっています。

普段はとてもひとにやさしいまちですが、一方で、木造住宅が密集し、幅員4m未満の狭い道路が多く公園等の空地が少ないことなどから、大規模地震が発生した際の大きな被害が懸念されており、近年、切迫性が指摘されている首都直下地震の発生に備え、防災面の早急な改善が求められています。

こうした状況をふまえ、平成29年9月、杉並区の防災まちづくりの呼びかけを受けて、住民主体による「まちづくり勉強会」を立ち上げました。

勉強会では、防災まちづくりの先進地区の視察や専門家を招いた座談会の開催など、防災・減災の視点はもとより、突出電柱やごみの出し方など日常生活にかかわる課題も議題として取り上げました。

令和元年9月には、勉強会を、災害に強いまちの実現を区に提言することを目的とする会（「方南一丁目地区まちづくり検討会」）に発展させ、以後、提言作成に向けて課題の深堀を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、議論が行き届かなかった点もありましたが、このような形で住民目線によるまちの課題と改善策を構想として取りまとめることができました。

大規模災害を想定した場合、地区はひとつの運命共同体です。その意味で、我が家の安心・安全を実現するには、周りや地域の安心・安全が必要不可欠です。この提言を一つの出発点として、私たち地区住民と行政が協力し合いながら、方南一丁目地区の安心・安全をより高めていきたい、そのように切に望む次第です。



●方南一丁目地区



●先進地区の視察



●勉強会の様子



2) 活動の経緯

会議の開催		検討内容	まちづくり ニュースの配 布
平成29年度	勉強会 (3回)	・方南一丁目地区における防災上の危険性と防災まちづくりについて ・先進事例地区の視察	2回
平成30年度	勉強会 (4回)	・方南一丁目地区の課題とまちづくりのテーマについて	1回
平成31年度 令和元年度	勉強会 (1回) 検討会 (4回)	・今後の進め方について（検討会の設立と構想案の提案） ・方南一丁目地区の防災まちづくりの課題、目標について	3回
令和2年度	検討会 (3回)	・防災まちづくりの取組のアイデアについて（書面開催） ・まちづくり通信案について（オンライン開催）	1回
令和3年度	検討会 (3回)	・「(仮称) 防災まちづくり構想(案)」たたき台と今後のスケジュールについて（町会エリアごとの分科会形式）	1回

1. 地区の現況・課題

1) 概況

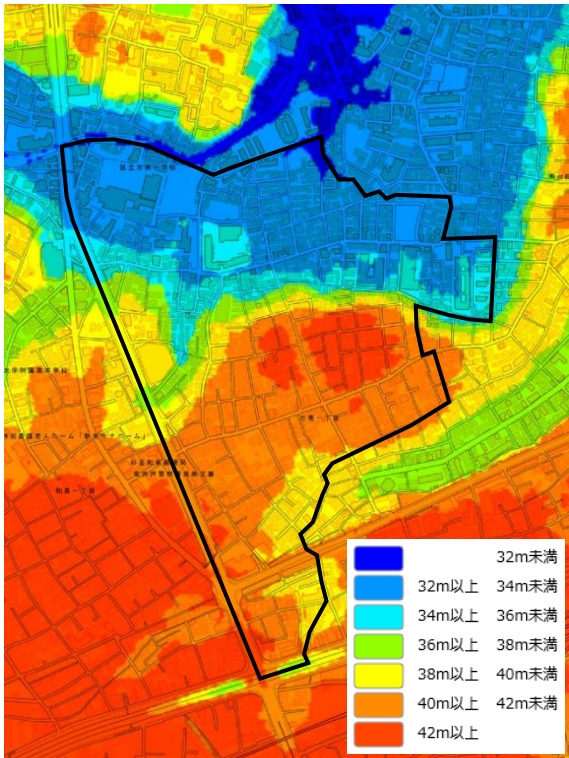
- ・本地区は、杉並区の南東端に位置する面積約33.7haの地区で、中野区、渋谷区、世田谷区の3つの区と接しています。
- ・本地区の西端は環七通り、南端は甲州街道と接し、丸ノ内線の方南町駅と京王線の笹塚駅・代田橋駅の3駅から地区の中央部までが概ね800m圏内にあるなど、交通の利便性が高い地区です。
- ・地区の北端に神田川が流れ、神田川周辺の標高が32m未満と低く、標高が42m以上ある地区の中央部と10m程度の高低差があり、一部に地形の傾斜がかなり強い場所も見られます。
- ・本地区は、環七通りと甲州街道沿いに商業施設も見られますが、主に戸建て住宅と集合住宅を中心とするまちとなっています。

方南一丁目地区の位置



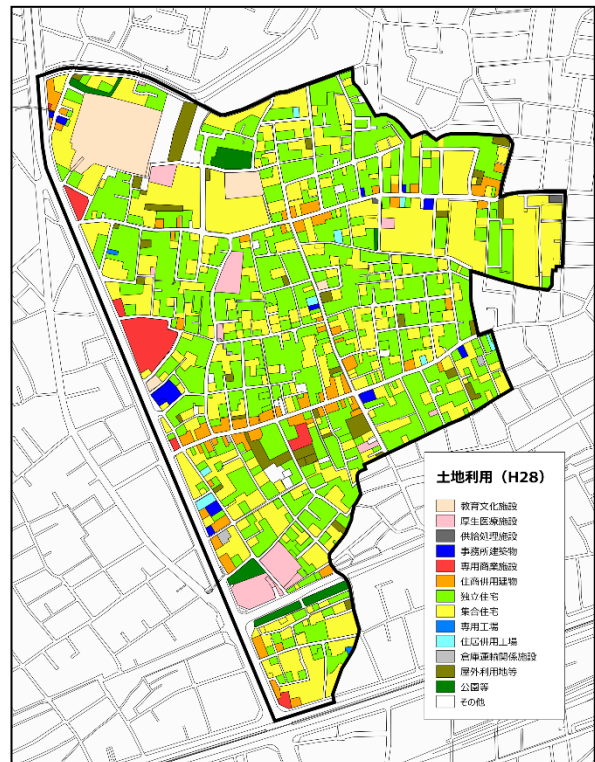
出典：すぎナビ

標高



出典：「自分で作る色別標高図」（国土地理院）を加工して作成

土地利用



出典：土地利用現況調査

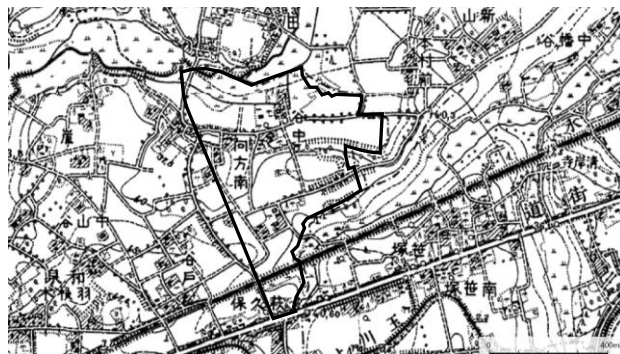
2) 地区の成り立ち

各時代のまちの様子や主な出来事を示します。

① 関東大震災前

- ・ 当時は和田堀内村に属し、字は向方南であった。
- ・ 大部分が農地で人家はまばら。
- ・ 明治 31 年に玉川上水と淀橋浄水場を直線的に結ぶ新上水（現在の水道道路）が整備された。
- ・ 大正 2 年に京王線の笹塚～調布間が開通。

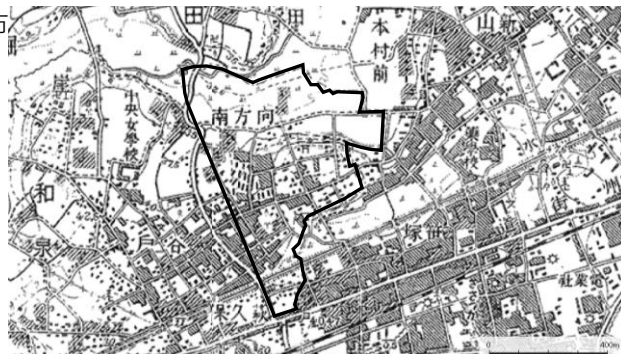
明治 42 年（1909 年）



② 関東大震災後～昭和初期

- ・ 関東大震災後、都心部からの移住者により市街化が進む。
- ・ 大正 15 年和田堀町に。
- ・ 昭和 7 年に杉並町・和田堀町・井荻町・高井戸町の 4 町で東京市杉並区が発足。
- ・ 昭和 14 年東京府東京市方南尋常小学校設立。

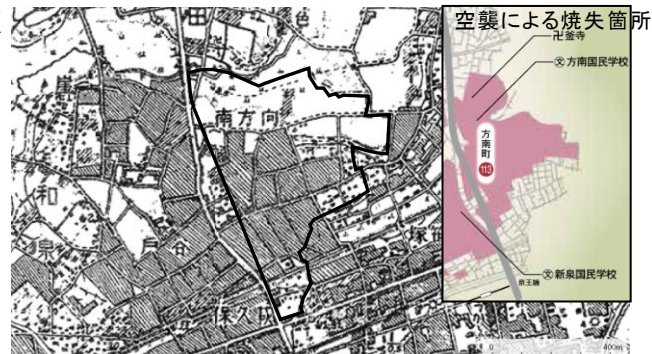
昭和 4 年（1929 年）



③ 第二次世界大戦前後

- ・ 戦前に神田川周辺の低地部などを除き、地区の大部分が市街化。
- ・ 昭和 20 年 5 月の空襲で地区の過半が焼失し、方南国民学校も焼失。

昭和 20 年（1945 年）（空襲前）



④ 高度経済成長期以降

- ・ 高度経済成長期に人口がさらに増加し、昭和 41 年には現在とほぼ同じ市街地が形成されている。
- ・ 昭和 30 年代に神田川の河川改修。
- ・ 昭和 37 年に丸ノ内線の中野富士見町～方南町間が開通。
- ・ 昭和 39 年の東京オリンピック開催に向けて、昭和 30 年代に環状七号線が開通。

昭和 41 年（1966 年）

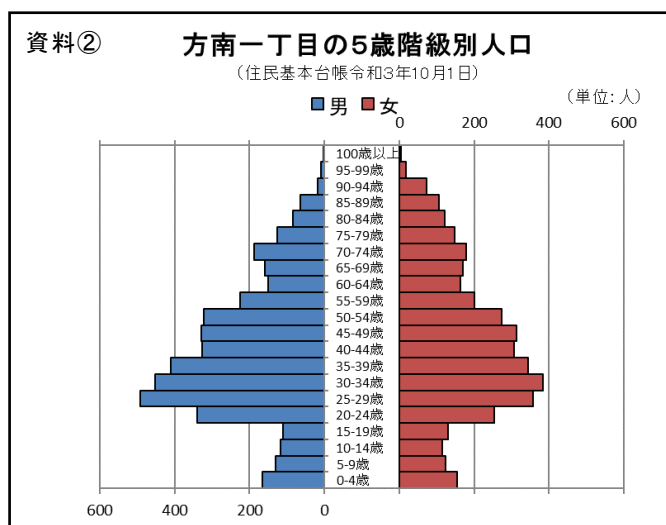
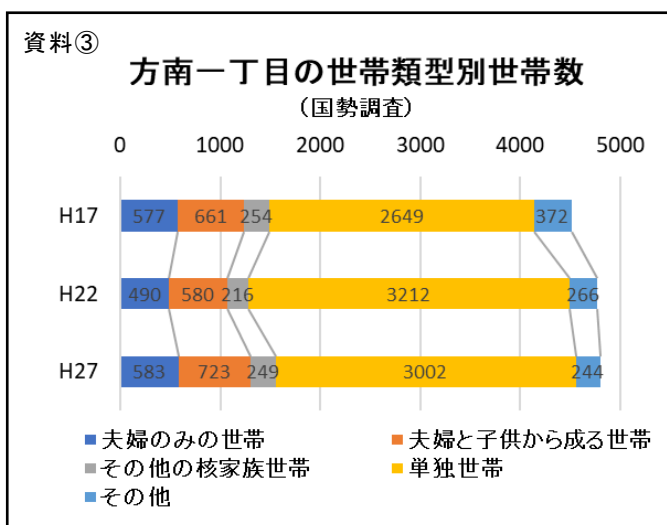
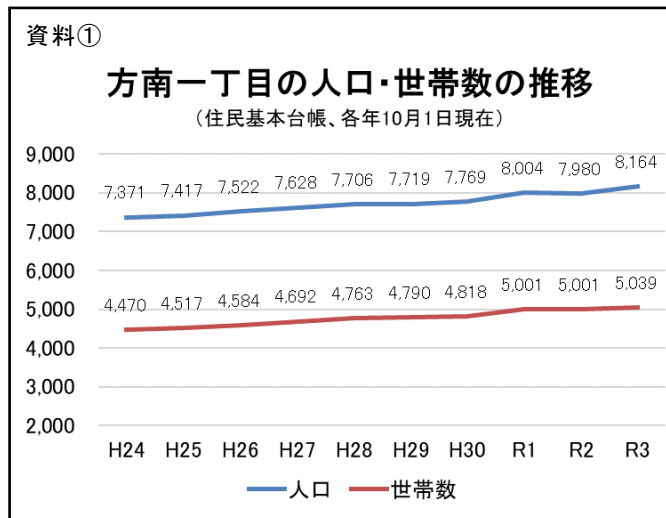


出典：各年地図は「今昔マップ」を加工して作成、空襲による焼失箇所は「杉並区戦後 70 年事業 区民の戦争戦災証言記録集」（杉並区）を加工して作成

3) 人口・世帯

●地区内人口は緩やかな増加傾向にあり、近年はファミリー層も増加している

- ・本地区の令和3年の人口は8,164人で、緩やかな増加傾向が続いています。(資料①参照)
- ・年齢構成をみると、20代や30代の若い世代が多く住んでいることが特徴です。交通の便の良さや、生活の利便性の高さなどから学生や働き盛りの人が多く住んでいるといえます。(資料②参照)
- ・世帯類型をみると、平成22年～27年の間に夫婦と子供から成る世帯(ファミリー層)が増えていることがわかります。(資料③参照)



4) コミュニティ・生活環境

●地域活動が活発

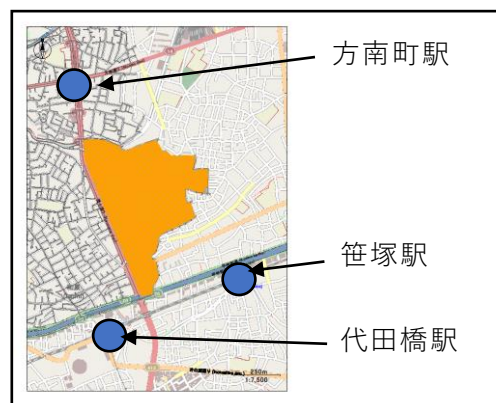
- ・本地区では、地元の町会・自治会により防災訓練、防犯パトロール、スタンドパイプやD級ポンプの設置などの活動が活発に行われています。また防災だけでなく、季節毎のイベントを企画するなど、住民が主体となって意欲的に活動を行っています。
- ・また、コロナ禍の中でも感染予防対策を徹底したうえで、災害時に備えた訓練を継続してきました。
- ・一方で、これまで防災訓練に参加したことのない方も多くおり、災害時の共助の輪をいかに広めていくかが課題となっています。



方南中央公園にて消火訓練を実施

●生活利便性が高い

- ・本地区は、3つの駅に比較的近く、駅周辺の商店街も利用しやすいことから、交通利便性や生活利便性が高くなっています。
- ・また、地区内にも環状七号線沿いには大規模なスーパーが立地しています。



●ゴミ収集の非効率と衛生面への影響

- ・狭い道路や行き止まりでは、ゴミ収集車が入らずゴミ集積所が設けられないため、一部で不適切なゴミ捨てがされるなど、衛生面上の問題が発生しています。



●敷地内の木々による緑陰

- ・地区内には公園は少ないものの、神社や個人宅、マンションの敷地内などにまとまった樹木や生け垣などが見られ、四季の風景や快適な緑陰をもたらしています。
- ・方南小学校敷地内にある「むさし野の森」は豊かな自然に触れ合うことができる交流の場としても、欠かせない場所となっています。



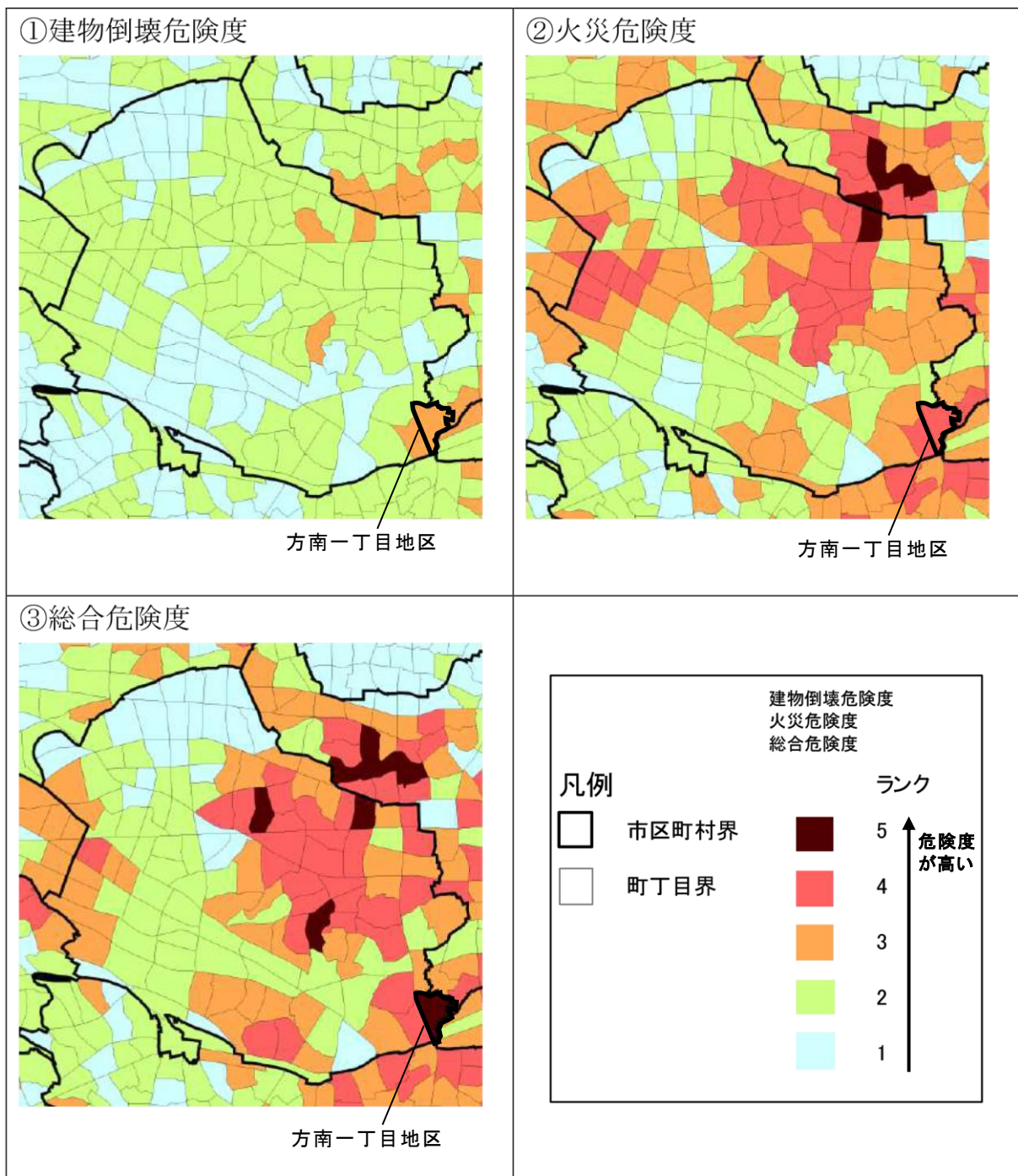
「むさし野の森」にて花壇を作成

5) 災害時の危険性

●地震時には特に火災の危険性が高い

- ・平成 30 年に公表された東京都の「第 8 回地震に関する地域危険度調査」によれば、方南一丁目には、建物倒壊危険度がランク 3、火災危険度はランク 4 となっており、大規模地震の際には、特に火災の危険性が高い地区とされています。
- ・また、以上の 2 つの危険性に道路ネットワーク等の状況を加味した総合危険度は、最も危険性が高いランク 5 と評価されており、杉並区内では天沼一丁目、高円寺北三丁目に次いで 3 番目に危険な地区とされています。

地震に関する地域危険度



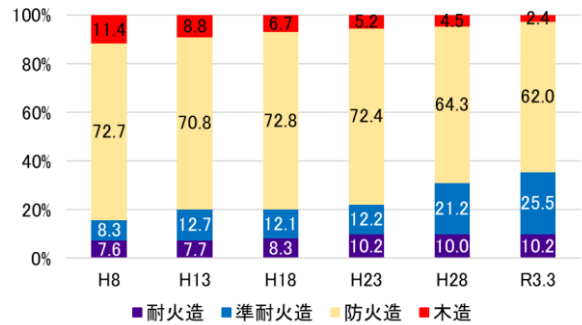
出典：「第 8 回地震に関する地域危険度測定調査」
（東京都都市整備局）を加工して作成

◇災害時の危険性が高い主な要因

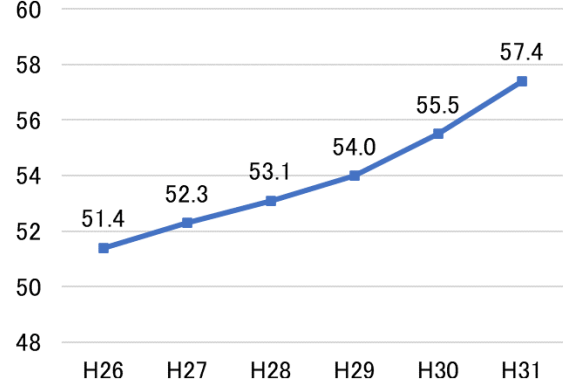
●木造家屋が密集し、大規模な火災延焼の恐れがある

- ・本地区は木造や防火造の建物が全体の約7割を占め、それらが比較的密集して建っていることが、火災危険度が高い大きな要因となっています。地震時等に火災が発生し、十分な消防活動が行われないと、大規模な市街地火災に発展する恐れがあります。
- ・こうした火災延焼の危険性から、平成16年に地区全体に「新たな防火規制」が指定され、以後、耐火性能の高い建物のみ建築可能となりました。また、平成27年には東京都の不燃化特区に指定され、老朽建築物の除却や不燃化に対する支援が行われています。
- ・こうした取組みの効果により、特に近年、耐火・準耐火建築物の割合が増え、市街地の燃えにくさの指標である「不燃領域率」が改善していますが、まだ目標である70%には達しておらず、引き続き建物の不燃化を進めていく必要があります。

方南一丁目の構造別建物棟数割合の推移

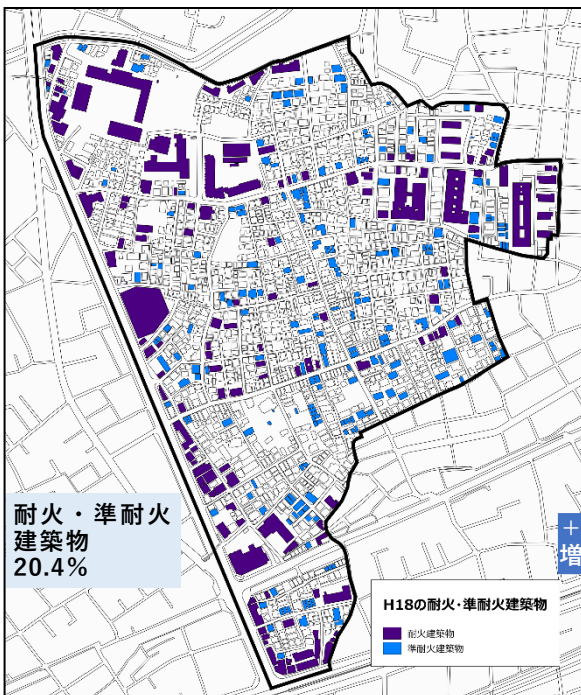


方南一丁目の不燃領域率の推移

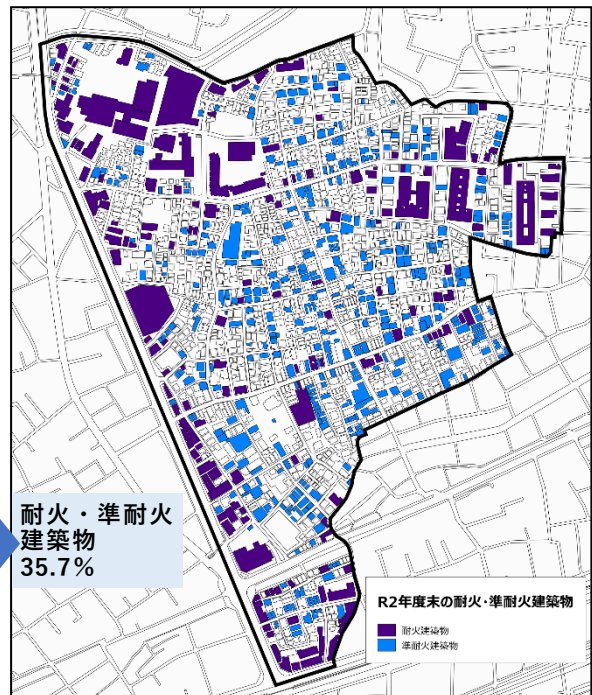


※不燃領域率とは市街地の「燃えにくさ」を表す指標です。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると、市街地の焼失率はほぼ0になるとされています。

耐火・準耐火建築物 (H18)



耐火・準耐火建築物 (R3)



●老朽建築物等の倒壊の恐れがある

- ・昭和 56 年以前に建てられた地震の揺れに対して脆弱といわれる旧耐震基準の建築物は、不燃化特区の助成による除却や建替えなどにより徐々に減っていますが、令和 3 年時点でまだ全建物の約 1/3 を占めており、大規模地震による倒壊が懸念されます。
- ・また、相続などに伴い、空き家も発生しています。
- ・老朽化した建築物のほか、屋外の耐震性の低いブロック塀なども、地震時には人的被害や道路の閉塞の原因となって危険です。区では安全対策支援として危険なブロック塀等の撤去及び新設に対する補助を行っています。

道路に面した危険なブロック塀等の安全対策を支援します

2018年6月18日に発生した大阪府北部の地震では、コンクリートブロック塀等の倒壊により、死傷を伴った事故が発生しました。
 形勢では、死傷の危険があるブロック塀等の安全対策のため、道路に面した一定の範囲に該当するブロック塀等の撤去及びそれに伴う軽量フェンス等への新設に関する費用の一部を助成しています。

令和3年度は2月29日までに工事を完了報告が可能な場合があります。

助成対象となるブロック塀等

下記の全てを満たすものが対象となります。

- 幅員4メートル以上の道路に面した高さ以上の道路に面するもの
- コンクリートブロック製、組立式で、安全性の確保が難しいと判断されたもの
- 道路からブロック塀等の影響までを計測した高さ2.0メートル以上のもの

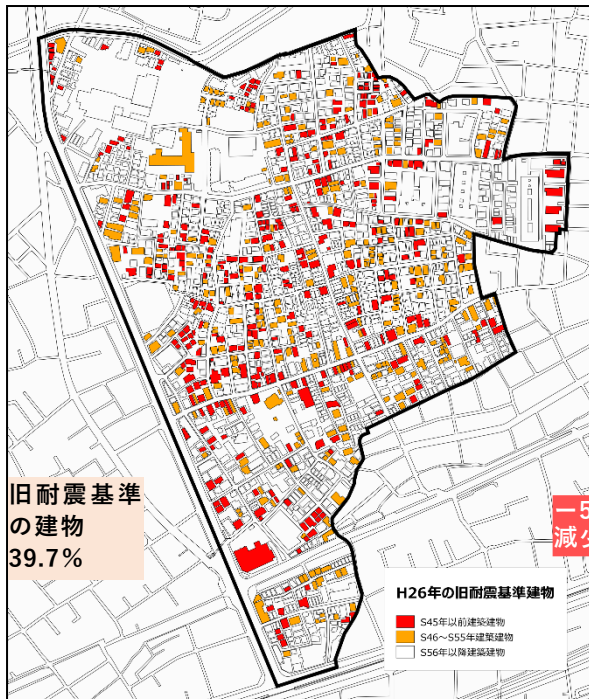
助成対象となる工事

- 対象となるブロック塀等について、**撤去して撤去する工事（撤去を含む）**
- ブロック塀等を撤去した範囲内で、**軽量フェンス等を新設する工事**

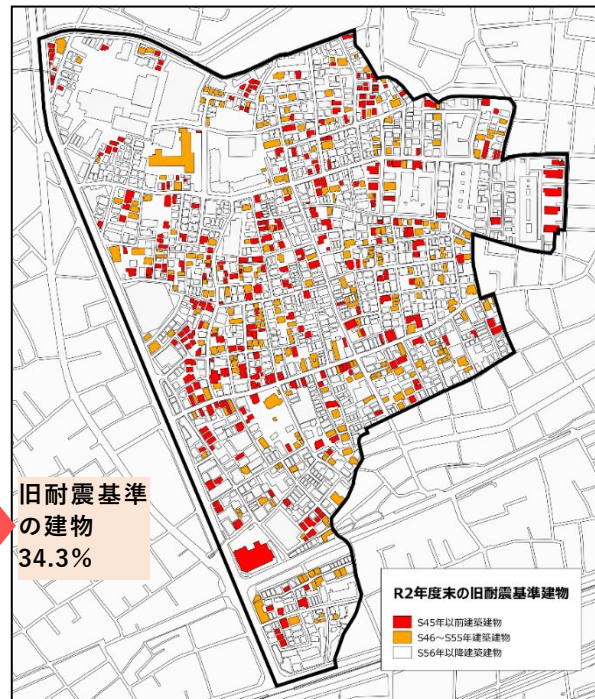
※ 軽量フェンス等の新設には、付随する高さの制限やコンクリートブロック製の基礎を併用することがあります。
 ※ 工事費は撤去費と新設費の合計となります。また、撤去費は撤去するブロック塀等の長さや高さによって異なります。
 ※ 撤去工事の開始前には、撤去、置く等を行う前に、又は撤去後に行う撤去及び新設工事の申請が必要です。
 ※ 同一申請内で撤去費を請求することができません。また、撤去費は撤去したブロック塀等の長さや高さによって異なります。

道路に面した危険なブロック塀等の撤去及びそれに伴う軽量フェンス等への新設工事に対する区の助成制度

旧耐震基準の建物（H26）



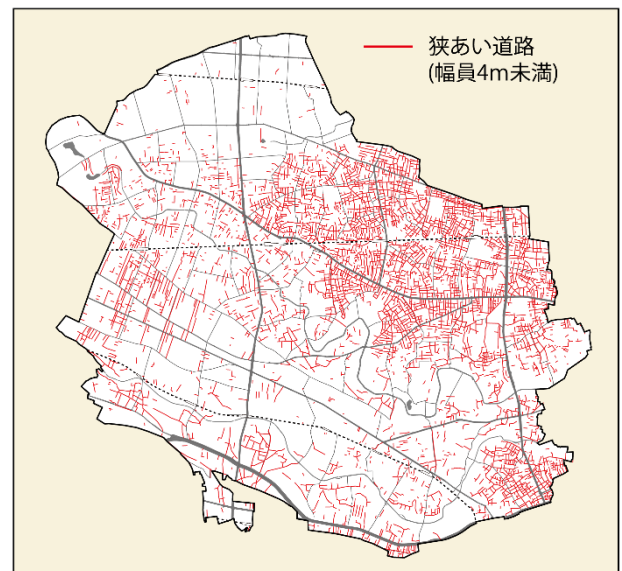
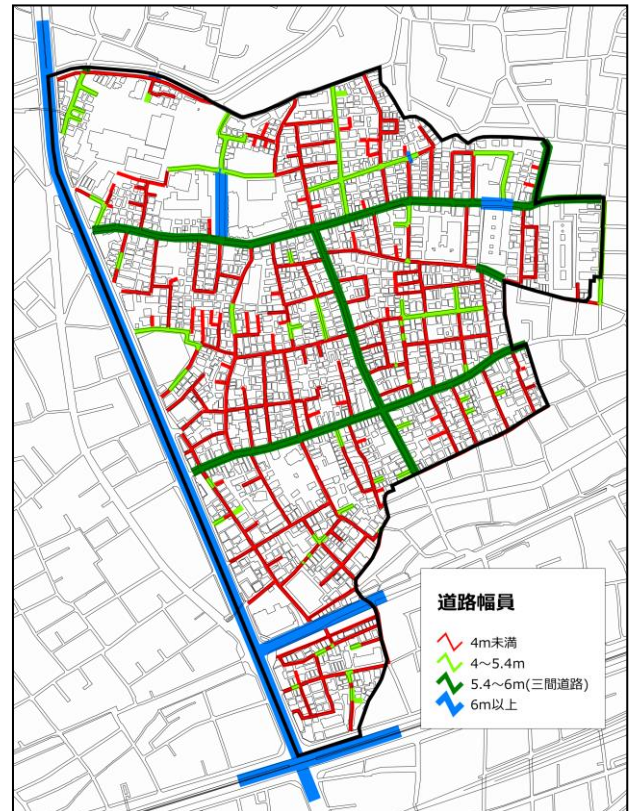
旧耐震基準の建物（R3）



●狭あい道路や行き止まりが多く、消防活動や避難に不安がある

- ・震災時に消防活動等の骨格となる幅員 6m 以上の道路は、地区内にはほとんどないことが東京都の地域危険度の総合危険度を高める要因となっています。
- ・ただし、幅員 5.45m 程度の三間道路は、東西に 2 本、南北に 1 本通っており、地区内の交通の主要な動線となっています。
- ・その他の道路は、幅員 4 m 未満の狭あい道路が大半を占めています。狭あい道路は震災時に沿道建物等の倒壊により閉塞する恐れがあることや、平時でも緊急車両等の通行が困難であり、地区の課題となっています。
- ・また、区内の狭あい道路の位置図をみると、他地区と比べて、方南一丁目地区内に多くの狭あい道路があることが分かります。
- ・災害時の危険性を改善するには幅員 6 m 以上の道路整備を目指すだけでなく、地区内に多く存在する幅員 4 m 未満の狭あい道路を減らしていくことも大切です。狭あい道路については、建替えや整備協力等に併せて徐々に幅員 4 m への拡幅が進められており、令和 2 年時点の整備距離は約 3,670m、整備率は約 30.3%となっています。(参考値)
- ・また、本地区には長い行き止まりもあり、震災時に出口付近が塞がると、閉じ込められる恐れがあります。

道路幅員

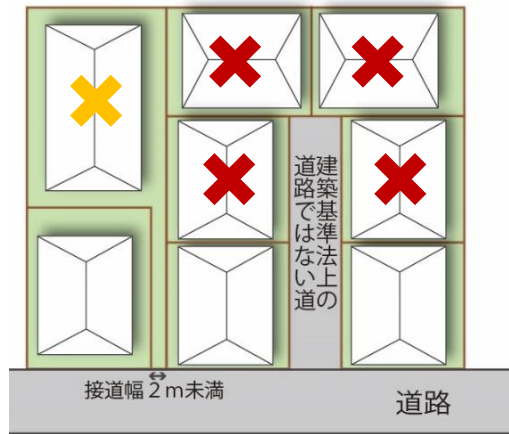


狭あい道路(幅員4m未満)位置図

建替え困難な敷地の例

●接道不良で建替え困難な場所がある

- ・建替えるには敷地が建築基準法上の道路に2m以上接することが必要ですが、接道条件を満たさない敷地や狭小な敷地が集積して、個々の建替えが困難な場所が複数あります。こうした場所は行き止まり箇所とも重なっていることも多く、問題はより深刻です。



- …建築基準法上の道路に幅2m以上接していない
- …建築基準法上の道路でない道にしか接していない

●突出電柱による通行の支障

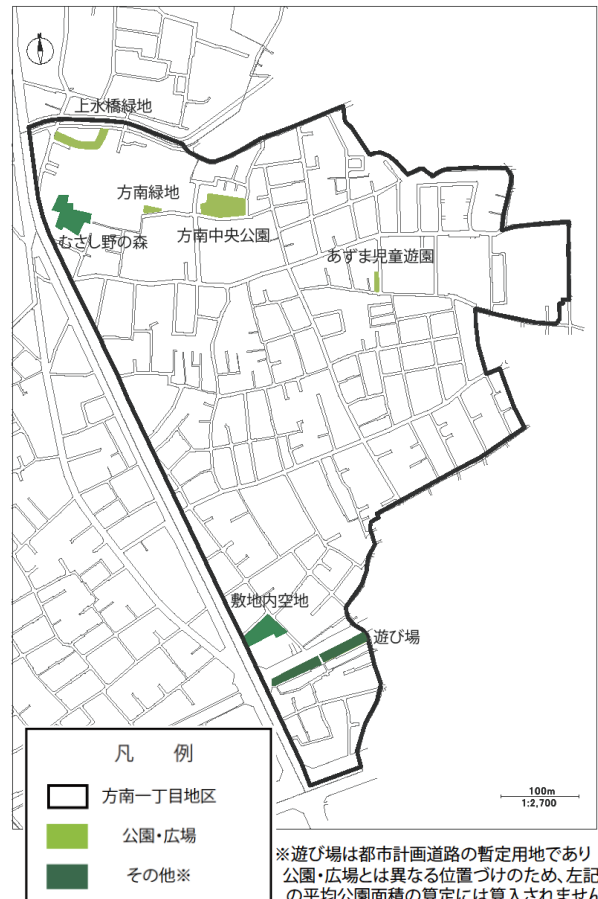
- ・建替え等に伴う狭い道路の拡幅や角地における隅切りの際に、電柱が突出したまま道路内に残された場所があり、緊急車両や福祉関係の車両が通行できないといった状況が発生しています。
- ・なお、突出電柱については、検討会の働きかけにより、区の建替え助成制度である、建築物不燃化助成を受ける際には電柱移設が条件となりました。



●公園や広場が少ない

- ・地区の北側には、上水橋緑地、方南中央公園、あずま児童遊園、方南緑地がありますが、地区の中央には公園や広場が無く、日常の憩いの場所や地震時の一時的な集合場所などが不足しています。
- ・また、令和3年4月1日時点の区内における1人あたりの平均公園面積が2.12㎡であるのに対し、方南一丁目地区では一人あたり0.30㎡と低い値であることから、区内でも特に公園や広場が必要とされている地区といえます。
- ・大規模な空地が無いことは、火災危険度を高める要因にもなっています。
- ・こうした状況をふまえ、区では防災まちづくり通信を活用して公園用地を探している旨を広く呼びかけています。

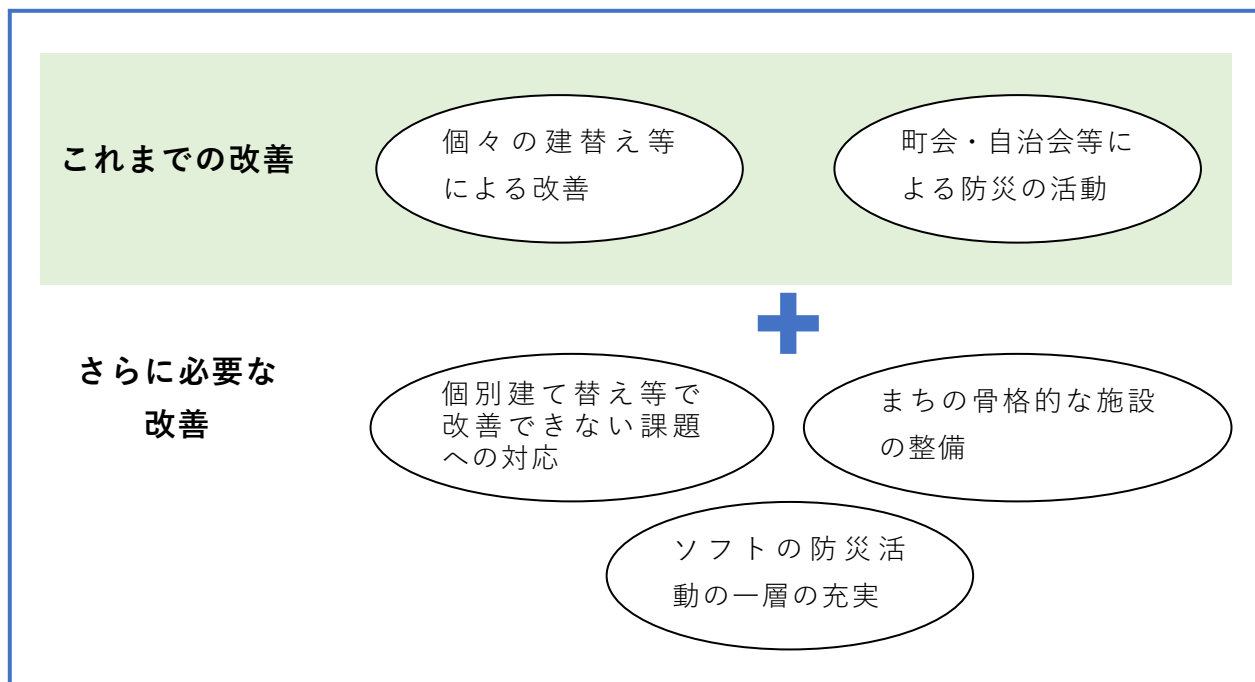
公園・広場の分布



※遊び場は都市計画道路の暫定用地であり公園・広場とは異なる位置づけのため、左記の平均公園面積の算定には算入されません。

6) 現況・課題のまとめ—改善に向けて必要なこと

- ・方南一丁目地区では、地震時等の災害の危険性に対して、新たな防火規制や不燃化特区等による不燃化助成、狭あい道路拡幅整備事業等により、個々の建築物の建替えによる不燃化や狭あい道路の拡幅が徐々に進んでいます。
- ・しかし、災害時の骨格的な道路ネットワークの形成や個別建替え困難箇所改善など、個々の建替え行為だけでは改善が難しい課題が残されています。
- ・また、都市整備には権利者の合意形成をはじめ多くの時間を要することから、いつ起こるかわからない大規模地震等に対応するためには、これまで取り組んできた町会・自治会等のソフトの防災の活動も、より一層充実させる必要があります。
- ・そのため、短期・長期を見据えながら、自助・公助・共助の連携を基本に、今後取り組むべき防災まちづくりの内容を防災まちづくり構想としてまとめることにします。



「防災まちづくり構想」にまとめ
できることから着実に推進していく

2. 防災まちづくりの目標

1) 地区の将来像

みんなでつくる地震と火災に強いまち

検討会では、これまでに話し合った地区の課題や目指したいまちの姿について、出された意見を以下の4つの目標に整理し、各目標を実現するための取組み方針について議論してきました。また、目標を設定するにあたり、方南一丁目地区の目指したい将来像を「みんなでつくる地震と火災に強いまち」と決めました。

なお、取組み方針にはハードとソフト両方の視点が含まれており、長期的な取組みを要するものもあります。検討会としては、定めた将来像へ近づいていくために、区や地区の住民と協力しながら、できることから着実に実現していきたいと考えています。

2) 防災まちづくりの目標

目標1 地震等災害時に命を守れるまちにしよう

阪神・淡路大震災での犠牲者の多くが地震発生時の建物等の倒壊によるものだったことをふまえ、大規模地震による建物等の倒壊を防ぐとともに、災害時に住民同士で助け合えるよう、平時から住民間でコミュニケーションを取り合い情報共有がされているまちを目指そう

目標2 火災・延焼が起きにくいまちにしよう

本地区は地震時の火災延焼が危惧されることから、地震による火災の発生をできるだけ防ぐとともに、たとえ火災が発生したとしても、延焼しにくく、消防活動もしやすいまちを目指そう

目標3 安全に避難できるまちにしよう

延焼火災が起きてしまい、多くの建物が焼失することになったとしても、人命を守ることを最も重視して、誰もが安全・円滑に避難できるようなまちを目指そう

目標4 安心して暮らせるまちにしよう

災害に対する安全性だけでなく、日常生活における安全性や快適性を高めることにより、誰もが安心して暮らせ、わがまちとして愛着を感じられるようなまちを目指そう

3. 防災まちづくりの取り組み方針

目標1 地震等災害時に命を守れるまちにしよう

方針1 建物の耐震性や屋内の安全性を高める

- ① 老朽建築物の建替えや耐震改修の促進
 - ・ 区の助成制度の周知活動 など
- ② 建替え困難街区（無接道、狭小敷地等）の改善
 - ・ 無接道や狭小敷地の解消に向けた、住民及び地権者等の意識醸成や勉強会の開催 など
- ③ 個々の建物内における安全性の向上
 - ・ 家具の固定の呼びかけ など

建替え前



建替え後



共同化により建替え困難を解消した事例（出典：北区 HP）

方針2 屋外の安全性を高める

- ① 道路沿いの危険なブロック塀の改善
 - ・ ブロック塀の除却、建替え助成や生け垣化助成制度の周知活動
 - ・ 塀に関するルールを検討 など



ブロック塀を撤去してフェンスや生け垣に改修

方針3 住民同士で救出・救護を行う

- ① 救出・救護に必要な機材設置の準備
 - ・ 民地内での機材設置の呼びかけ
 - ・ 公園、広場の新規整備に併せた機材設置 など
- ② 救出等に関する住民の意識やノウハウの向上
 - ・ 自助、共助意識の醸成
 - ・ 訓練の実施 など



救出訓練の様子

目標2 火災・延焼が起きにくいまちにしよう

方針1 出火を減らす、火をすぐに消す

① 個々の建物に消火器、感震ブレーカー等の設置

- ・ 区の助成制度の周知活動 など



区の助成制度

② 街頭消火器、スタンドパイプ等の設置

- ・ 街頭消火器設置について建替える住民への啓発活動 など

③ 出火防止や初期消火等に関する意識やノウハウの向上

- ・ 情報伝達の体制づくり
- ・ 自宅の火災報知器の作動点検の呼びかけ
- ・ 消防水利マップや初期消火の手順について情報発信
- ・ 訓練の実施（スタンドパイプによる消火訓練など）

など



スタンドパイプを使った放水訓練
(方南東自治会)

方針2 まちを燃えにくくする

① 建物の不燃化の促進

- ・ 不燃化助成制度の周知活動
- ・ 建替え困難街区の改善（※目標1-方針1-②と同じ）

など

② 公園・広場等、オープンスペースの確保

- ・ 駐車場、空き地などの候補地の抽出、区への情報提供
- ・ マンション建設時における一時的に避難できる空地の創出と開放の働きかけ など



新規に整備した防災広場
(阿佐谷南・高円寺南地区)

③ 消火活動が難しい場所や道の点検

- ・ 消火困難な場所や道を住民で点検、マップの作成 など

方針3 消防活動を円滑にできるようにする

① 災害時に消防活動等の骨格となる道路の選定と整備手法の検討

- ・ 骨格となる道路の選定
沿道住民との話し合いの実施 など
- ・ 歩行者の安全性を維持しながら、地震時にも緊急車両が通行できる道路にするための整備手法の検討
 - 道路の拡幅や壁面後退による道路空間の確保と車の速度抑制策の組み合わせ
 - 沿道の建築物の耐震・不燃化やブロック塀の撤去
 - 無電柱化 など



6 mへの道路拡幅を進めている事例
(蚕糸試験場跡地周辺地区)

② 狭あい道路の拡幅整備の推進

- ・ 沿道の老朽建築物等の建替え促進
- ・ 沿道のブロック塀の撤去 など



突出電柱の事例

③ 突出電柱等移設の働きかけ

- ・ 電柱が突出している場所の抽出
- ・ 電柱事業者、居住者等への働きかけ など

④ 消防水利等の充実

- ・ 公園や広場の整備に併せた防火水槽の設置の検討 など



新設広場に深井戸を整備した事例
(阿佐谷南・高円寺南地区)

目標3 安全に避難できるまちにしよう

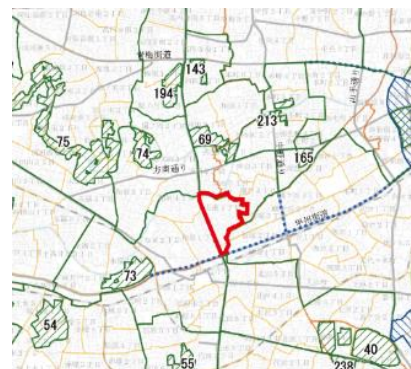
方針1 適切に避難する

① 避難に関する意識やノウハウの向上

- ・危険な道路や主要な避難路の点検、見える化
- ・震災時の避難方法や住民への情報伝達方法の検討
- ・近所に住む要援護者の避難の支援 など

② 広域避難所等への避難を円滑に行えるようにする

- ・日常的な避難経路の確認
- ・マイタイムライン※の作成呼びかけ



方南一丁目周辺の避難場所

※マイタイムラインとは

災害時に自分がとる防災行動を時系列的に整理した避難行動計画。

方針2 避難路の安全性を高める

① 沿道の老朽建築物等の除却、危険なブロック塀の撤去

- ・区の助成制度の周知活動
- ・危険なブロック塀の点検 など

② 長い行き止まり道路の改善 (二方向・三方向避難の確保)

- ・公園や広場の整備による通り抜け化の検討
- ・災害時に限る敷地内の通り抜け化の検討 など



広場整備で行き止まりを解消した事例(太子堂地区)

③ 狭あい道路の拡幅整備の推進

(※目標2-方針3-②と同じ)

方針3 避難所や拠点となる場所を確保・強化する

① 公園・広場等、オープンスペースの確保 (一時避難場所の確保等)

(※目標2-方針2-②と同じ)

② 震災救援所の強化

- ・運営方法の知識を持った人を増やしていく
- ・環七通りから方南小学校への物資等運搬経路の整備



感染予防対策を行ったうえでの震災救援所運営訓練の様子

目標4 安心して暮らせるまちにしよう

方針1 まちの防犯性を高める

① 暗がりの解消

- ・まち歩き等による暗がりの点検
- ・街路灯の設置検討 など

② 塀のフェンス化による視認性の改善

- ・ブロック塀の除却費等の助成制度の周知活動
- ・塀に関するルールの検討 など

③ 防犯パトロールの継続実施



方針2 まちの快適性を高める

① ゴミ置き場対策

- ・新たなゴミ置き場を確保できないか検討する
- ・ゴミ収集ルートの見直し など

② 公園・広場等、オープンスペースの確保

(※目標2-方針2-②と同じ)

③ 敷地内緑化の検討

- ・緑化に関するルールの検討 など



敷地内での緑化のイメージ

方針3 交通の安全性を高める

① 通学路や通り抜け道における車の速度抑制対策

- ・イメージハンプ、狭さく等の設置、
ゾーン30プラス※の指定検討 など

② 狭あい道路の拡幅整備の推進

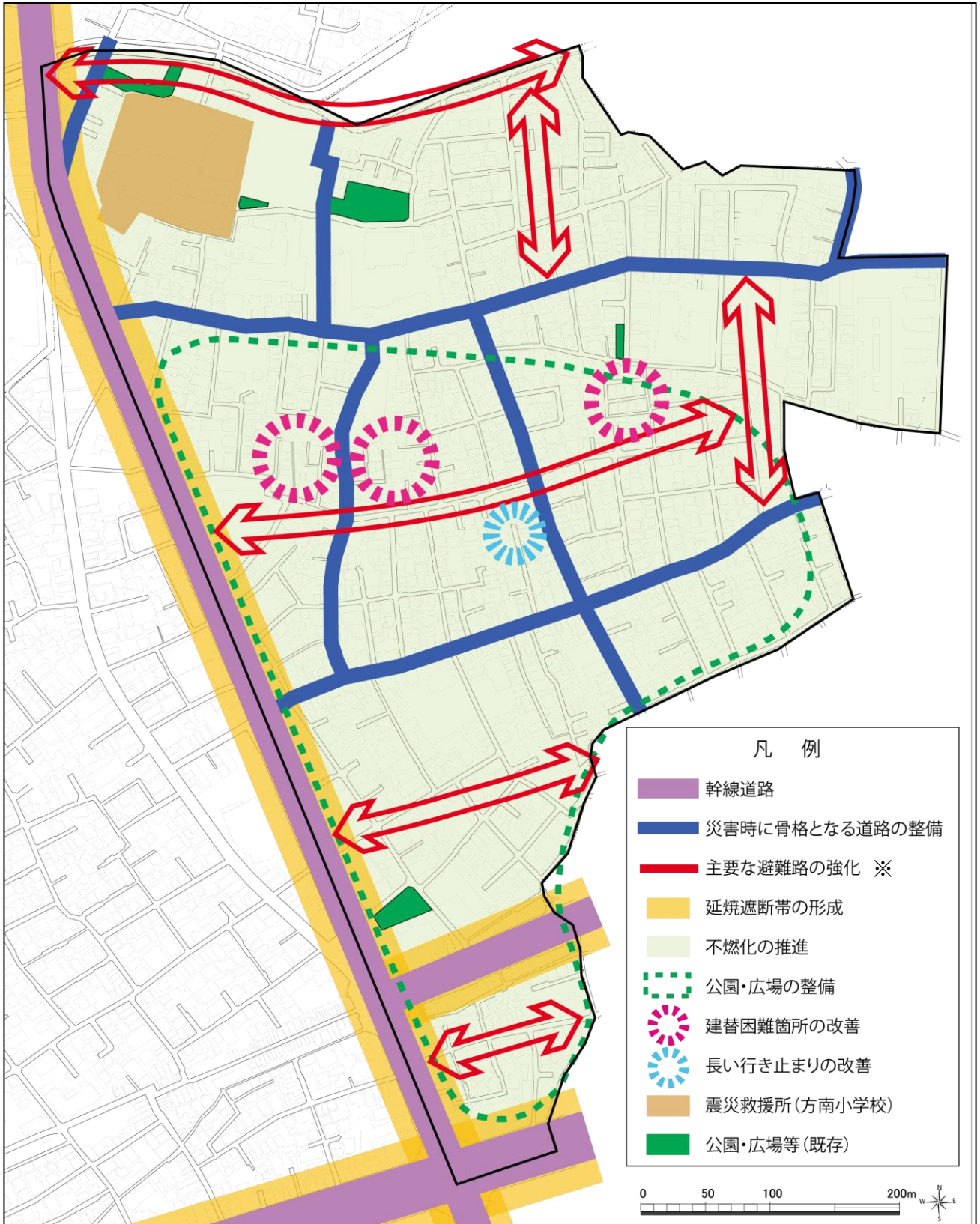
(※目標2-方針3-②と同じ)

※ゾーン30プラスとは
最高速度30Km/hの区域規制と狭さく等を組合せ、交通安全の向上を図ろうとする区域



狭さくにより車の速度を抑制している事例(吉祥寺)

防災まちづくり方針図



※ここでの「避難路の強化」とは、主に既存の4m未満の道路の拡幅を推進することで、災害時に骨格となる道路や幹線道路へのスムーズな避難を目指すことを指します。

4. 防災まちづくりを進めていくために

防災まちづくりを着実に進めていくためには、ハードとソフトの両面からの取組みが欠かせません。ソフトの取組みは比較的短期に実施可能かつ身近なものが多く、個々人の防災意識向上の効果も期待できます。一方、ハードの取組みでは長期的な視点を持ちながら、建物の不燃化・耐震化の推進だけでなく、道路や公園等の空地を確保していく必要があります。

今後も地域でできる取組みを強化するとともに、区との連携を要する場合には協力体制をとりつつ、以下のことに重点的に取り組むことで、防災まちづくりを進めていきたいと考えています。

◇取組み内容 (主体の凡例：地域住民◎、区及び地域住民○)

① 様々な方法による住民同士の情報の伝達・共有 (◎)

【活動のアイデア】

- ・危険な場所や消防水利などの情報をマップ化する。
- ・今は自治会と接点がない住民にも集まりやすい場所や目にとまりやすい方法で、住民同士が防災をキーワードにコミュニケーションする機会をつくり、情報共有する「防災隣組」をつくる。
- ・地区の課題となっている場所を住民同士が情報共有できる仕組みを検討する。
- ・高齢者等のサロンや居場所づくりの活動と協力して、日常の見守りから災害時の助け合いにつながる関係づくりを応援する。 など

② 多世代が参加できる訓練やイベントの実施 (◎)

【活動のアイデア】

- ・地区点検を兼ねたイベントを開催する。
- ・マイタイムラインを活用して、災害時の行動の仕方などをシミュレーションする。
- ・若者や子育て世代も楽しく参加できる防災訓練や防災キャンプを実施する。 など

③ 震災時の行動計画や防災ガイドブックの作成と住民への周知 (◎)

【活動のアイデア】

- ・震災時の救出・救護、初期消火、避難の仕方などを地区の実態に即して検討し、ガイドブック等として取りまとめて周知する。
- ・ガイドブックには、地形の高低差による階段やスロープの場所など、要援護者も考慮した避難ルートや避難方法も盛り込む。 など

④ 道路・公園の整備や建物の不燃化の推進 (○)

- ・道路や公園の整備、建物の不燃化等をさらに推進するための具体的な手法を検討する。

⑤ 建替え困難街区等の改善に向けた取組み (○)

- ・建替え困難な街区等の改善に向けて、住民との意見交換や地域実態調査などを推進する。